

那賀町地域共助型公共ライドシェア実証運行支援業務 仕様書

本仕様書は、那賀町地域共助型公共ライドシェア実証運行支援業務（以下「本業務」という。）について、必要な事項を定めるものである。

1. 業務目的

本業務は、那賀町（以下「町」という。）の交通課題を解決するため「那賀町地域公共交通再編計画」に基づき、町内の交通資源（民間バス・町営バス・タクシー・公共ライドシェア）が協同化された運行団体を設置し、予約など必要に応じて配車を行うことにより効率的な運行を目指し、公共ライドシェアの本格運行に向けた実証および事業効果を検証することを目的とする。

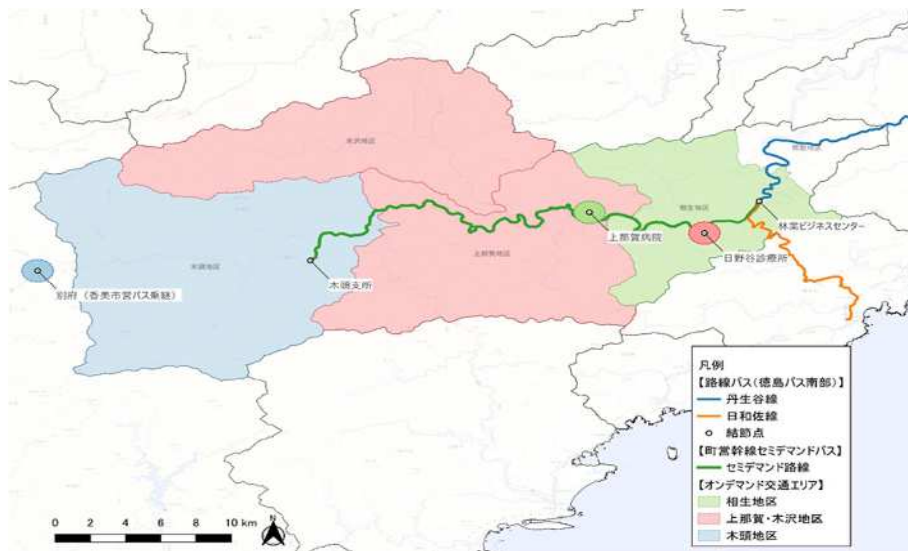
2. 業務概要

- (1) 業務名 那賀町地域共助型公共ライドシェア実証運行支援業務
- (2) 委託期間 契約日の翌日から令和9年1月31日まで
- (3) 事業概要 以下のとおり

交通サービス	公共ライドシェア
運行形態	区域運行および定時定路デマンド運行
法的区分	道路運送法78条2号
運行頻度	区域運行 月～土7時～19時まで 定時定路デマンド運行 毎日 5時～21時まで
運賃	区域1エリア600円・定路デマンド400円（仮）
実施内容	町内の交通資源（民間バス・町営バス・タクシー・公共ライドシェア）を協業化し、任意団体を設置し必要に応じた配車を行うことにより、持続可能な公共交通網の実現に向けた公共ライドシェアを実証運行する。
共同化・協業化する領域	運送事業者（バス・タクシー・公共ライドシェア）および運行体制の協業化

(4) 事業実施条件

ア 実証運行を行うエリアは下図による



町内を3エリアに分ける
 きとう
青：木頭地区
 キサワ カミナカ
赤：木沢+上那賀地区
 あいおい
緑：相生地区

イ 運行区域についてはこのエリアごとで分けるようにし、そのエリア内での利用者数や利用頻度、移動の傾向をそれぞれ集計し、分析を行うこととする。

ウ 想定される利用者及びケース

- ・高齢者：通院及び買い物、余暇活動等の移動
- ・学 生：通学や部活動、習い事などの送迎

エ 実証運行前に検討や整理を行う主な項目

下記の項目について、町の意向に対して検討及び課題の整理を行い、町と協議のうえ実証サービス設計・運行設計のプランニングを行うこと。

主要項目	
1	本業務において運行実施主体となる団体の立ち上げ支援、運行管理サポート
2	住民説明会、利用説明会・登録、ドライバー募集の実施にかかる人的支援
3	道路運送法第 78 条 2 号に基づく登録申請および運行管理体制の確立への支援
4	運行中の事故など緊急時の対応方針、マニュアルの作成
5	ドライバーが安心して本事業に参画できるよう、車両点検や保険加入の条件等、ドライバーの安全安心確保に向けた制度設計
6	ドライバーの負担軽減と需要に応じた共同配車での稼働を平準化するための設計
7	利用者側と担い手側のバランスを考慮した利用料およびドライバー報酬金額の設定

3. 業務内容

(1) システムの設計・構築

サービスの具体的な運行を行う上で必要となる以下のシステム要件について、町と運行主体となる団体と随時協議しながら環境構築を行うこと。なお、準備するシステムは以下の機能要件を満たすとともに、クラウド方式により導入することを基本とし、システムを稼働させるネットワーク基盤については十分なセキュリティが施されていること。

(ア)管理者側の基本機能について	
①	利用者からの予約と運行可能なドライバーのマッチングが可能なこと
②	管理用 PC 上で利用者情報や地図を一元管理し、送迎ルートや運転手の割り当てを半自動的に容易に作成できること
③	「誰が、どこへ、いつ」行くかが明確になり運行管理上、誰でも同じように容易に運行計画を作成・運用が可能なこと
④	利用者からの予約は電話又はアプリ等とし、オペレーターにより代理登録が可能なこと
⑤	利用者の事前登録やドライバー及び使用車両の登録が可能なこと
⑥	ドライバーが運行可能な日時・時間帯をドライバーごとに登録可能なこと
⑦	予約時間の設定を任意で指定できること
⑧	予約受付方法は「即時予約」「事前予約」方式の双方に対応できること
⑨	システム障害が発生した場合は、速やかに復旧の措置を講じること
⑩	本運行業務の時間内（日・祝日及び年末年始を除く）は、町及び団体等からの電話及び電子メール等による問い合わせに対応すること
(イ)利用者側の機能について	

①	新規利用登録及び予約状況の確認、予約のキャンセルが容易にできること
②	目的地までの到着予定時間が表示できること
③	利用者が希望する乗車人数・乗車時間を任意に指定することができること
④	予約可能な乗車時間の候補が一覧で表示され選択できること
(ウ)ドライバー側の機能について	
①	専用端末（スマホまたはタブレット）による操作や確認画面は、直感的にわかりやすく、操作性に優れたレスポンスの高いシステムとすること
②	ドライバーに対して専用端末で、遠隔でアルコールチェック・運行前後点検、目的地ナビ、申し送り事項の確認、キャンセル連絡の確認が可能であること
③	利用者の乗降場所が表示でき、利用者が予約した内容が表示されること
④	送迎終了後は、運行実績が自動的にシステムへ記録され、運行日誌の作成が不要なこと
⑤	予約発生時に適切にドライバーに通知する機能を有すること
(エ)管理システムの機能について	
①	指定の URL にアクセスするブラウザ方式で利用ができること
②	運行車両の予約状況や位置情報の把握ができること
③	利用者の予約情報を確認できるとともに、予約情報の登録、修正、削除ができること
④	利用者の情報を代理で登録、修正、削除することができ、情報のリスト表示ができること
⑤	乗降場所の追加・削除が容易にできること
⑥	運行エリアの設定・修正が容易にできること
⑦	地図上で乗降場所の位置を確認できる機能を有していること
⑧	利用登録者（年齢、性別、行政区名）の情報を氏名・電話番号等により検索できること
⑨	運行実績について、乗降日時・使用車両・運転者別の運行記録、予約・利用者数、乗降場所、種別（病院、商業施設、交通結節点等）など、町または団体が必要と判断したデータを随時確認することができ、運行実績を CSV ファイル形式等でダウンロードできること

(2) 実証運行開始に向けた各種準備

新たな交通サービスとして公共ライドシェアを、令和8年10月より実証運行を開始する事を目標とする。運行開始に向け、以下の項目について整理を行い必要な手続の支援等を行うこと。

なお、運行開始時期については、実証運行期間を十分に確保することで、より精度の高い乗降データが得られることから、各種準備が整ったのち、前倒しして運行開始する提案を妨げるものではない。

ア) 運行主体となる団体内で運行管理者となる事業者等に対するシステム導入支援

運行管理者となる事業者等に対するシステム操作方法のマニュアルやQ&A等の資料作成と、操作説明の支援を行うこと。

イ) 運行主体が行うドライバー募集及び登録（使用車両を含む）への支援

上記（2）で導入するシステムへのドライバー登録の支援を実施すること。また、マニュアルやQ&A等、募集に必要となる資料の作成と登録の支援を行うこと。

ウ) ドライバーに対する操作説明等のサポート

登録ドライバーに対しては、ドライバー用アプリや車載端末の使い方、本サービスの説明等にか

かる人的の支援を行うこと。

エ) 利用促進に向けた取組み

町とともに、運行するエリアの住民に対し新たに導入する交通サービスの周知等、利用促進に向けた取組等、その他必要に応じて助言や支援を行うこと。また、必要な資料の作成を行い、交通サービスの利用方法等について、住民向け説明会にかかる人的支援を行うこと。

(3) 車両の調達および表示マグネットシート

実証運行に使用する車両は、4台とし、車両は受注者において調達し、車両登録手続きも受注者において履行する。なお調達すべき車両については未登録の新車で以下の仕様のとおりとし、実証運行が終了した後の所有については、町に属する。また実証事業に使用する車両に表示すべきマグネットシートについても同様に調達すること。

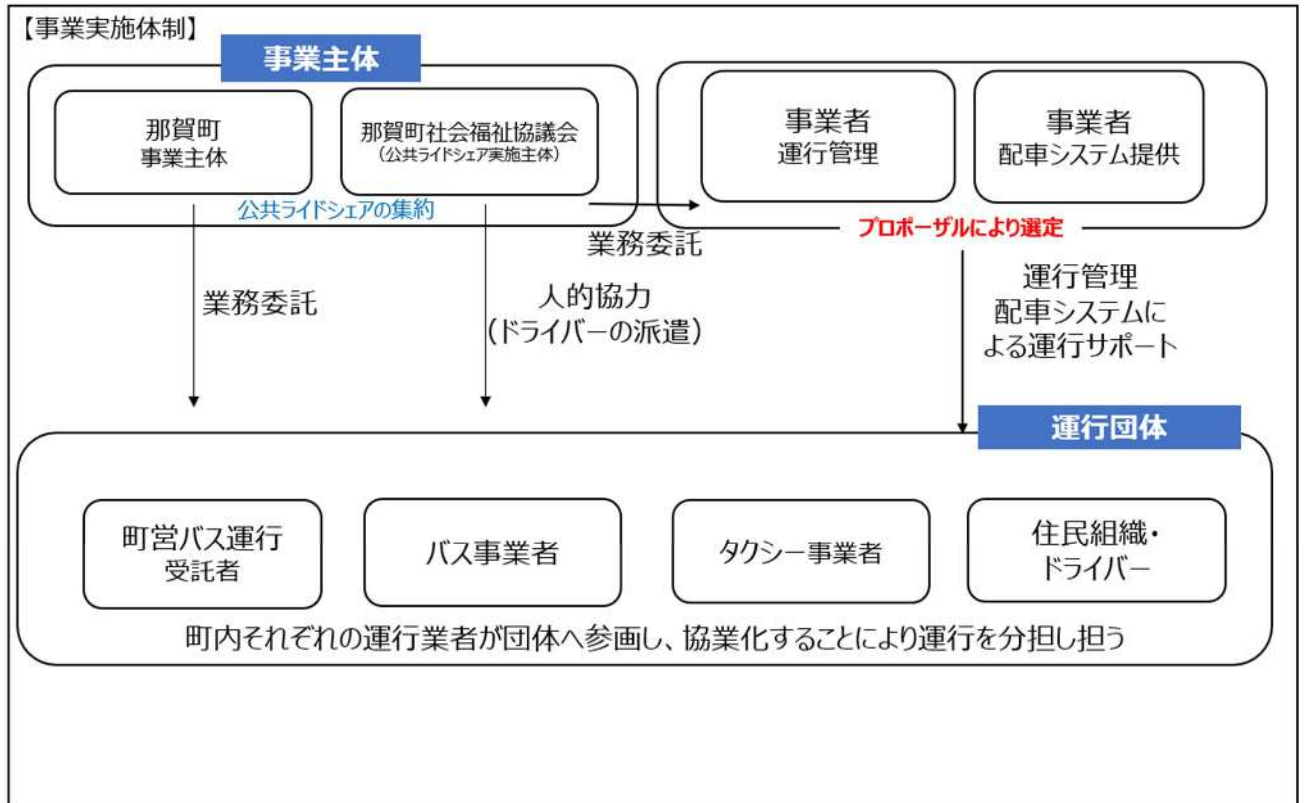
1. 車両本体仕様		
項目	要求仕様	備考
件名	那賀町公用車（ライドシェア）購入	国産メーカー
車種・形状	小型車／軽自動車（後席オートスライドドア）	標準グレード
定員/駆動	4名以上 / 2WD(FF)または 4WD	
車体色	別途打合わせ（追加費用が発生しない標準色）	
エンジン等	ガソリン車またはハイブリッド	排気量 1,000cc 以下
走行性能等	燃費基準達成車（環境対応車）	
2. 主要装備・機能仕様		
項目	要求仕様	備考
安全装置	運転支援、衝突回避支援、車線逸脱警報など	
カーナビ	7インチ以上、ワンセグ・地デジなし	バックモニター連動
ドラレコ	前後2カメラ、200万画素以上、SD付属	
快適装備	マニュアル/オートエアコン、キーレス	
内装	フロアマット、ドアバイザー	
3. マグネットシート・付属・諸手続など		
項目	要求仕様	備考
表示シート	左右ドア「那賀町有償運送車両四徳市交第 号」	マグネット着脱可能
納車場所	別途打合せ	別途打合せ
納入期限	令和8年8月31日	
諸費用	登録諸費用、重量税、リサイクル料金含む	
その他	この仕様に記載がなくとも、メーカーが公表した仕様及び装備品等は当然これを装備すること	

(4) 実証運行開始に伴う運行に必要なシステムのセットアップ

令和8年10月からの運行開始に向けて、同年9月末までに運行に必要なシステムのセットアップ作業を行うこと。また、実証運行開始後のシステムトラブル等に対応すること。

(5) 合意形成及び運行体制構築に向けた助言・支援

利用者かつ供給者である地域住民や町内の交通事業者に対する制度の合意形成の支援、担い手側に対し運行業務内容の説明会開催支援、並びに将来的な実施主体として運行を担う団体中心とした運行体制の構築に向けた助言・支援を行うこと。事業実施体制は下図を想定している。



ア) 地域の合意形成等に向けた支援

利用者かつ供給者（町内交通事業者、住民ドライバー等）となる地域住民等の意見を運行計画等に反映させる事により、利便性の高いシステムとするため資料作成や議事録作成等、地域の合意形成に向けた支援を行うこと。また、システム構築後、地域住民及び利用登録者への説明を行うにあたり、資料作成等の支援を行うこと。

イ) 運行管理者となる団体等との合意形成及び運行体制構築に向けた支援

事業者等との協議や意見交換にあたり、資料作成や議事録作成等、合意形成に向けた支援を行うこと。また、運行管理者となる団体等に対し、システムの操作研修を行うこと。

(6) スケジュール及び業務フローの作成及び管理

業務開始から完了までの詳細スケジュール及び業務フローを作成し、町と進捗状況等について都度、打合せを行い業務の進行管理を遺漏なく行うこと。

(7) 業務完了報告書の提出および検証、改善計画の作成

運行結果のとりまとめ（利用者数や利用頻度の高い乗降地点などの分析を含む）、合意形成及び運行体制構築の際の課題、今後の運行体制のあり方の検討等、実証運行の結果を様々な観点から検証を行い、運行業務改善計画（案）の作成を行うこと。

(8) 実証運行によって得られた利用状況や運行データ等により令和9年度からの本格運行に移行する事を見据え、受託者は、システム構築段階および構築後においても町に対する伴走支援を継続するものとし、必要に応じてシステム全体の構築見直しを実施すること。

4. 諸経費

サービス設計・運行設計のプランニングや運行システムにかかる導入及び利用料に加え、以下の諸経費を見込む。なお、詳細については、優先交渉権者に選定後、町と協議のうえで決定する。

- ・広報物制作費（チラシ等デザイン）および周知方法等
- ・運行管理にかかる物品購入費（アルコールチェッカー、車載用端末タブレット等）
- ・ドライバー講習受講費（大臣認定講習費用等）
- ・移動支援サービス専用自動車保険料
- ・その他、運行にかかる諸経費

※運行管理サポートを行う事業者に対する委託料は含まれない。

5. 成果品

本業務の成果品として、各業務において作成した関係資料等は、業務完了後に電子データ（Word、Excel、PDF等）にて、次のとおり納入すること。

なお、電子データの納入に当たっては、オンラインでの納入を可とする。

- 1) 業務完了報告書 1部
- 2) 運行業務改善計画（案） 1部
- 3) 上記(1)から(2)までの関連資料の電子データ一式（CD-Rなど）

※電子データは、汎用性が高く、修正できるファイル形式で作成すること。

なお、成果品の作成に当たっては、図や表を適宜使用するほか、データや情報などについて分かりやすく視覚的に表現する（インフォグラフィック等）ことを通じ、読み手の理解が進みやすいように作成すること。また、専門用語を使用する場合には注釈を付けること。

6. 業務上の留意事項

- (1) 受注者は、本業務委託の遂行にあたって、地方自治法等の関係法令を遵守すること。
- (2) 業務完了後に受託者の責任に帰すべき理由による運行管理システム等に不良があった場合は、受託者は速やかに復旧・改修等の措置を行うものとし、その経費は受託者の負担とする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、速やかに町と協議を行うこと。
- (4) 受注者は、本業務委託の運営上取り扱う個人情報を、契約書約款等に定める事項及び関係法令、その他の社会的規範に基づき適切に処理しなければならない。なお本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、契約期間終了後又は契約解除後においても、同様とすること。
- (5) 本業務委託は国の補助金を活用して実施する予定のため、受注者は業務完了後5年間、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類を、町あるいは会計検査の求めに応じて閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。また、会計検査の際には町の求めに応じ、誠意をもって協力すること。
- (6) 本業務委託の全てを第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし業務品質の向上のために業務の一部を委託する場合は、再委託先の概要及び受託者との役割分担を明らかにした上で、あらかじめ書面で発注者の承認を得ること。なお、この場合、当該第三者にも秘密保持の義務を負わせるものとし、受託者は、当該第三者の行為に一切の責任を負うこと。

- (7) 本仕様書は、最低限必要と考えている事項を記載したものであり、受注者は本業務目的について将来的な見通しを勘案し、その専門的立場から他自治体の事例や今後の IT 関連技術の進歩を見据え、本仕様書にかかる費用の範囲内において効果的な提案がある場合は、積極的に提案すること。
- (8) 成果物は委託者が自由に二次使用（印刷物の制作、ホームページの掲載等）できるものとし、成果物の二次使用に関して、委託者にいかなる制限も課さないものとする。

7. その他

- (1) 本業務委託を円滑かつ適正に進めるため、事務局担当者との打ち合わせ協議は、必要に応じて対面及び Web 会議方式等で適宜に行うこと。
- (2) 打ち合わせ内容については、その都度記録を行い、本町担当者と受託者との間で相互に確認しつつ、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとする。
- (3) 本仕様書の内容が変更になった場合は、本町と協議の上、変更契約が出来るものとする。ただし軽微な内容の変更は、変更契約を行わないものとする。
- (4) 本業務委託を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、「個人情報の保護に関する法律」及び「那賀町個人情報保護法施行条例」を遵守し、その取扱いに十分に留意し、漏えい、滅失及び、き損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (5) 使用する写真素材等について、インターネット上でも発信することから著作権等（肖像権含む）に十分配慮し、二次的著作物に関する権利も譲渡の対象とし、二次利用が可能なものとする。また委託業務の履行に際し、他の者が著作権を有するものを使用し、問題が生じたときは、委託者に不利益が生じないように受託者の責任において処理するものとする。
- (6) 成果物納入までにかかる一切の費用は、委託料に含まれるものとする。

8. 担当課

係 名：那賀町役場 住民課公共交通係

住 所：〒771-5295 徳島県那賀郡那賀町和食郷字南川 104 番地 1

電 話：0884-62-1194（直通）

E-mail：jumin@naka.i-tokushima.jp